



# パートナーズ通信 2017年11月号 Vol.50

## 【対策・無期転換ルール】



定年後の再雇用制度がある会社は「第二種計画認定」を受けておきましょう！

多くの企業で60歳定年後、継続雇用制度により引き続き有期契約労働者として働くケースが導入されています。有期雇用特別措置法により、継続雇用の高齢者については、特例を適用し、認定を受けた場合には、定年後の有期契約期間が5年を超えても、無期転換申込権が発生しないこととなっています。

(他に「高度専門職」についても適用があります)

① 特例の適用を受けるためには、本社を管轄する労働局に「第二種計画認定・変更申請書」(右の書式)を提出しましょう。  
郵送でも可能ですが、その場合は必ず2部(正副)を提出し、返信用封筒(簡易書留含む料金分の切手貼付)も同封しましょう。

② 認定を受けたら、労働契約の締結・更新時に、対象となる労働者へ明示する必要があります。労働条件通知書、雇用契約書等の記載事項を確認し、「有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合」について明記しましょう。  
※厚労省の労働条件通知書に記載例がありますので、参考にしてください。

第二種計画認定・変更申請書

年 月 日

労働局長様

1 申請事業主

名称・氏名	代表者氏名 (法人の場合は)	印
住所・所在地	〒( ) ( ) ( )	電話番号 ( ) ( ) ( ) FAX番号 ( ) ( ) ( )

2 第二種計画認定有期雇用労働者の特性に応じた雇管理に関する措置の内容

- 高齢者雇用促進法の適用
- 就業継続の実績
- 作業施設・方法の改善
- 雇管理、安全衛生の向上
- 雇の拡大
- 雇能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
- 職務等の要事を重視する賃金制度の整備
- 雇時間確保の努力

3 その他

- 高齢者雇用安定法第9条の高年齢雇用確保措置を講じている。
  - 15歳以上の定年の引き上げ
  - 継続雇用制度の導入
  - 希望者全員を対象
  - 経済指標に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用
- (注) 高齢者雇用の雇の改善に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第79号)第10条第3項に規定する経過措置に基づく雇の改善に関する法律がある場合は

認定を受ける必要があるため、早めに提出しておく必要があります。来年4月から無期転換者が発生する場合は、すぐに書類作成に取り掛かりましょう。

(認定前に無期転換申込権を行使している場合は、特例を適用できなくなります。お早めにご準備を！)

## ◇高年齢雇用状況について(平成29年・新潟労働局)◇

※集計対象は3248社(31人以上300人規模(中小企業)は2994社、301人以上大企業は254社)

- ・定年制廃止企業は、46社(対前年差8社減)割合は1.4%(同0.3ポイント減)。
- ・65歳以上定年企業は、486社(対前年差63社増)割合は15.0%(同1.9ポイント増)。うち、424社が65歳定年。
- ・希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、191社(対前年差53社増)、割合は5.9%(同1.6ポイント増)。
- ・70歳以上まで働ける企業は850社(対前年差86社増)割合は26.2%(同2.5ポイント増)。

☆高年齢者雇用安定法で義務づけられているのは、65歳までの雇用確保措置ですが、65歳以降についても働くことのできる企業が増えてきていることがわかります。若年層の労働力人口が減っていく状況で、高齢者が年齢にかかわらず働き続けられることができる方法について、これからは考えていく必要があるかと思えます。

☆人事労務のご相談 ☆人事制度策定支援 ☆就業規則作成 ☆労働・社会保険手続代行 ☆助成金申請代行

発行者: 社会保険労務士法人 事業創造パートナーズ 渡辺 稔・塚田 由起子(毎月1回発行)

〒951-8063 新潟市中央区古町通5番町608番地7-パソナ i72F

Tel 025-224-4155 Fax 025-224-4145 E-mail office@jigyosouzou-pt.com

ホームページ

**事業創造パートナーズ**

で検索! ※お気軽にご相談ください